

## ○南伊豆地域清掃施設組合議会傍聴規則

南伊豆地域清掃施設組合議会規則第2号

令和5年8月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、組合議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の場所で自己の住所、氏名、性別及び生年を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第3条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

- 2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に氏名を記入しなければならない。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。
- 5 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入り口で傍聴券を提示しなければならない。
- 6 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
- 7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(入場の制限)

第4条 議長は、会議場の規模等により、傍聴人の入場を制限することができる。

(議席側への入場禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席として指定された区域から議席側に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒等の他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらの類を持っている者

- (4) 楽器その他音を出すための道具を持っている者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器は電源を切り、又は無音状態とすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人（報道関係者を除く。）は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者については、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、傍聴に当たっては、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。